

# 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）について

## 1. 概要

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）」が平成 27 年 1 月 16 日に公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」並びに「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）」が一部改正された。

地域密着型サービス事業に係る人員・設備・運営等に関する基準等及び介護予防支援事業に係る人員及び運営に関する基準等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任されていることから、「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」並びに「帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定める条例」について、併せて一部改正を行うもの。

## 2. 帯広市が条例を一部改正する基準等

(1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任された基準等は以下のとおり。

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| ①指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準   | 条例に委任 | ①帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例     |
| ②指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 条例に委任 | ②帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |
| ③指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準                | 条例に委任 | ③帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定める条例         |

基準省令の一部改正に併せて、条例を一部改正する。

## 3. 条例の一部改正（素案）の基本方針

現行の条例は、目的達成のための必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者は、基準条例を遵守することで、適切な事業運営を行っていることから、一部改正された基準省令どおりに条例を一部改正するもの。

## 4. 北海道独自基準との整合性

条例の一部改正にあたっての基本方針は上記のとおりだが、同じ地域内で類似のサービスを提供する都道府県が指定権者である事業者に関しては、北海道の条例が適用されることから、地域内での整合性を確保する観点から、帯広市が定める独自基準についても、北海道の条例と整合性を図るもの。なお、北海道の条例は、基準省令どおり一部改正される予定。

## 5. 条例の一部改正に関する基準類型（3区分）

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

類 型	意 味
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
標 準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 6. スケジュール

平成 27 年	1 月 16 日	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令公布
平成 27 年	2 月 3 日～	パブリックコメント 実施（2 月 17 日まで）
平成 27 年	2 月 12 日	帯広市健康生活支援審議会 説明
平成 27 年	2 月 13 日	厚生委員会 説明
平成 27 年	2 月 25 日	帯広市地域密着型サービス運営委員会 パブリックコメント結果報告
平成 27 年	3 月 2 日	帯広市議会定例会へ条例（案）提案
平成 27 年	4 月 1 日	条例施行

## 7. 条例の一部改正にあたっての国等の基準（市町村の条例に委任する基準）

- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項第 1 号、第 78 条の 2 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 115 条の 12 第 2 項、第 3 項、第 115 条の 22 第 2 項第 1 号、第 115 条の 24
- 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 34 の 2
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚労省令第 34 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚労省令第 36 号）
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年北海道条例第 95 号）
- 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年北海道条例第 96 号）
- 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年北海道条例第 97 号）

「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」(素案)の概要

類 型	厚生労働省令(国の基準)	条例改正案(市の基準)
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の員数</li> <li>認知症対応型通所介護 利用定員等(共用型の一部)、事故発生時の対応</li> <li>小規模多機能型居宅介護 従業者の員数、管理者、登録定員及び利用定員</li> <li>認知症対応型共同生活介護 従業者の員数、管理者</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護 従業者の員数、管理者</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 従業者の員数</li> <li>複合型サービス 名称、従業者の員数等、管理者、代表者、設備及び備品等(一部)、具体的取扱方針(一部)、主治の医師との関係(一部)</li> </ul>	国の基準どおり。
標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護 設備</li> <li>複合型サービス 登録定員及び利用定員</li> </ul>	国の基準どおり。
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本取扱方針、勤務体制の確保等</li> <li>認知症対応型通所介護 基本方針、設備及び備品等、利用定員等(共用型の一部)、記録の整備</li> <li>小規模多機能型居宅介護 基本取扱方針、居住機能を担う併設施設等への入居</li> <li>認知症対応型共同生活介護 管理者による管理</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護 内容及び手続の説明及び契約の締結等、法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意、記録の整備</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 設備、計画担当介護支援専門員の責務、記録の整備</li> <li>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 設備</li> <li>複合型サービス 名称、基本方針、設備及び備品等(一部)、基本取扱方針、具体的取扱方針(一部)、主治の医師との関係(一部)、報告書の作成、緊急時等の対応、記録の整備</li> </ul>	国の基準どおり。

「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」(素案)の概要

類 型	厚生労働省令(国の基準)	条例改正案(市の基準)
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護 従業者の員数、利用定員等(共用型の一部)、事故発生時の対応</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者の員数、管理者、登録定員及び利用定員、事故発生時の対応</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護 事故発生時の対応</li> </ul>	国の基準どおり。
標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護 設備</li> </ul>	
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護 設備及び備品等、利用定員等(共用型の一部)</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護 居住機能を担う併設施設等への入居、基本取扱方針</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護 基本方針</li> </ul>	国の基準どおり。

「帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」(素案)の概要

類 型	厚生労働省令(国の基準)	条例改正案(市の基準)
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>身分を証する書類の携行</li> <li>業務の委託</li> <li>記録の整備</li> <li>具体的取扱方針</li> </ul>	国の基準どおり。